

2 . 広域防災の拠点整備に関する調査

(1) 通常時は観光等、災害時は防災の拠点となる施設の実態調査

・ 広域防災拠点とは

広域防災拠点施設の実態及び考え方について、「広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会報告書（平成15年3月）総務省消防庁」をもとに、以下の様に整理できる。

ア．防災拠点の定義

防災拠点は、平常時には防災に関する研修や訓練の場や地域住民の憩いの場などとなり、災害時には防災活動のベースキャンプや住民の避難地となるもので、通常、その役割と規模に応じ、

- ・ コミュニティ防災拠点（町内会や自治会の単位）
- ・ 地域防災拠点（小中学校区単位）
- ・ 広域防災拠点
の3つの種類が考えられる。

広域防災拠点は、災害時に広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用されるもので、概ね都道府県により、その管轄区域内に1箇所ないし数箇所設置されるものである。

一方で、国の都市再生プロジェクトの一つとして内閣府を中心に基幹的広域防災拠点の整備検討がなされているが、これは、国の現地対策本部が置かれ、複数の被災都道府県や指定公共機関等の責任者が参集し、広域的オペレーションの中核となる大規模で機能の特に充実した広域防災拠点の一つと考えられる。

イ．広域防災拠点の果たすべき機能

広域防災拠点の果たすべき機能として災害時・平常時において以下の様に整理できる。

< 災害時の機能 >

- ・ 災害対策本部またはその補完機能
- ・ 広域支援部隊等の活動要員の一時集結・ベースキャンプ機能
- ・ 災害医療活動の支援機能
- ・ 備蓄物資の効果的供給機能
- ・ 救援物資の中継・分配機能
- ・ 海外からの救助活動要員の受け入れ機能
- ・ 海外からの救援物資の受け入れ機能

(なお、広域防災拠点は、その性格上、都道府県に1ないし数箇所の設置が考えられていることから、基本的には住民の避難地としての機能は本検討会では想定しないこととし、各避難地の統括・調整を行うものとして考えることとした。)

< 平常時の機能 >

- ・ 広域支援部隊等の研修・訓練機能
- ・ 防災に関する市民等への教育・育成機能
- ・ 防災研究開発機能

ウ．平常時の訓練機能

広域防災拠点において、平常時行われる訓練機能として、以下が整理できる。

< 広域防災拠点で実施が期待される訓練 >

- ・ 都道府県内の広域応援訓練
- ・ 広域緊急援助隊及び他の防災機関（自衛隊、海上保安庁等）と連携した合同集合訓練
- ・ 広域緊急援助隊及び他の防災機関（自衛隊、海上保安庁等）による災害図上訓練
- ・ 多数傷病者の発生を想定した大規模応急救護所の設置・運用等の訓練
- ・ 多数傷病者の発生を想定した救出訓練

- ・ 緊急消防援助隊の集結訓練及び受け入れの部隊運営訓練から実際の活動までの総合的な訓練
- ・ 数台以上のポンプ車を連結させた吸水・長距離送水訓練
- ・ ヘリコプター及び消防艇での緊急物資搬出・搬入訓練
- ・ ヘリコプターを用いる消防隊、救急隊及び救助隊の救出訓練
- ・ 空中消火等のヘリコプターと地上部隊との連携訓練
- ・ 大規模な座屈建物や瓦礫からの救助訓練
- ・ 市民、企業、市町村職員、消防団員等が対象の個別及び総合的な訓練・研修

< 訓練を実施するために必要となる施設、設備 >

- ・ 無線基地局
- ・ 緊急消防援助隊動態情報システム
- ・ 地方公共団体の災害対策本部、国の関係機関と連絡するための情報・通信機器
- ・ 多数のヘリコプターが離発着できる場所と駐機できるエプロン施設
- ・ 山岳救助・水難救助等にも幅広く対応できる訓練施設
- ・ 倒壊家屋（木造、耐火等）訓練施設
- ・ BC 災害等の訓練施設
- ・ 救助・救出及び火災防御訓練の可能な訓練施設
- ・ 多種類の被害（コンビナート、鉄道、トンネル等の特殊災害）を想定した訓練が可能な訓練施設
- ・ 大規模消防水利施設
- ・ 夜間照明施設
- ・ ヘリコプター及び車両の燃料備蓄施設
- ・ 消防艇の接岸施設
- ・ 緊急消防援助隊受け入れ時の部隊運営訓練ができる作戦室
- ・ パーティションフリーの多目的室
- ・ ロールプレイング式訓練が行える設備
（ハードウェアとソフトウェア）
- ・ 市民に対する防災研修の場となる施設
（視聴覚設備、消火・避難・救急訓練等を実施できる設備）
- ・ 自主防災組織を育成するための施設
- ・ 訓練に適した多目的広場（消防車両や重機が進入可能であること）

．広域防災拠点の事例

通常時は観光等、災害時は防災の拠点となる事例として、防災公園施設が代表的なものとなる。

ア．防災公園について

（出典：防災公園 計画・設計ガイドライン H11.8.30 監修（建設省都市局公園緑地課、土木研究所環境部））

本ガイドラインでいう防災公園とは、地震に起因して発生する市街地火災等の二次災害時における国民の生命、財産を守り、大都市地域等において都市の防災構造を強化するために整備される、広域防災拠点、避難地、避難路としての役割をもつ都市公園および緩衝緑地をいう。

防災公園は、次のタイプで構成される。

< 防災公園のタイプ >

種類	役割	公園種別
広域防災拠点の機能を有する都市公園	主として広域的な復旧・復興活動の拠点と都市公園	広域公園 等
広域防災地の機能を有する都市公園	大震火災等の災害が発生した場合において広域的避難の用に供する都市公園	都市基幹公園 広域公園 等
一次避難地の機能を有する都市公園	大震火災等の災害発生時において主として一時的避難の用に供する都市公園	近隣公園 地区公園 等
避難路の機能を有する都市公園	広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる避難路となる緑道	緑道 等
石油コンビナート地帯等と背後の一般市街地を遮断する緩衝緑地	主として災害を防止することを目的とする緩衝緑地としての都市公園	緩衝緑地

身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園

身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園	主として身近な防災活動の拠点となる都市公園	街区公園 等
----------------------	-----------------------	--------

< 防災公園等の制度 >

関東大震災の教訓を踏まえ、市街地大火から人命と財産を守るために必要な都市防災上の視点となる都市公園の整備が、都市公園整備の重点事項として昭和 53 年度から始められた。これは、通常の都市公園事業の一環として取り扱われており、整備推進のために補助対象率を通常の都市公園事業よりも優遇したものになっている。

その後、昭和 54 年度の都市計画中央審議会の答申を踏まえて、昭和 61 年度には防災緑地緊急整備事業が創設され、緊急に整備する必要のある防災公園について、避難地機能の早期確保が推進されてきた。

防災公園の整備は、このように当初、都市公園整備事業の重点事項として始められたものであり、制度として始められたものではなかったが、重要な課題として位置付けられ、その整備が積極的に進められてきた。そして、平成 5 年 6 月 30 日の都市公園法施行令の改正によって、災害応急対策に必要な施設が公園施設として位置付けられ、災害時において避難地または避難路等となる都市公園が「防災公園」と表現されるようになった。

□都市公園法第 2 条第 2 項

この法律において、公園施設とは、都市公園を全うするため当該公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。1～8 略

9 前各号に定めるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令に定めるもの

□都市公園法施行令第 4 条の 8

8 法第 2 条第 2 項第 9 号の政令で定める施設は、展望台および集会所並びに災害時において避難地又は避難路となる都市公園（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 10 号に規定する地域防災計画その他これに準ずる防災に関する計画において定められたものに限る。）にあっては、食糧、医療品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設であって建設省令で定めるものとする。

□都市公園法施行規則第 1 条

（防災公園における災害応急対策に必要な施設）

都市公園法施行令（以下「令」という。）第 4 条第 8 項に規定する建設省令で定める災害応急対策に必要な施設は、耐震性貯水槽、放送施設及びヘリポートとする。

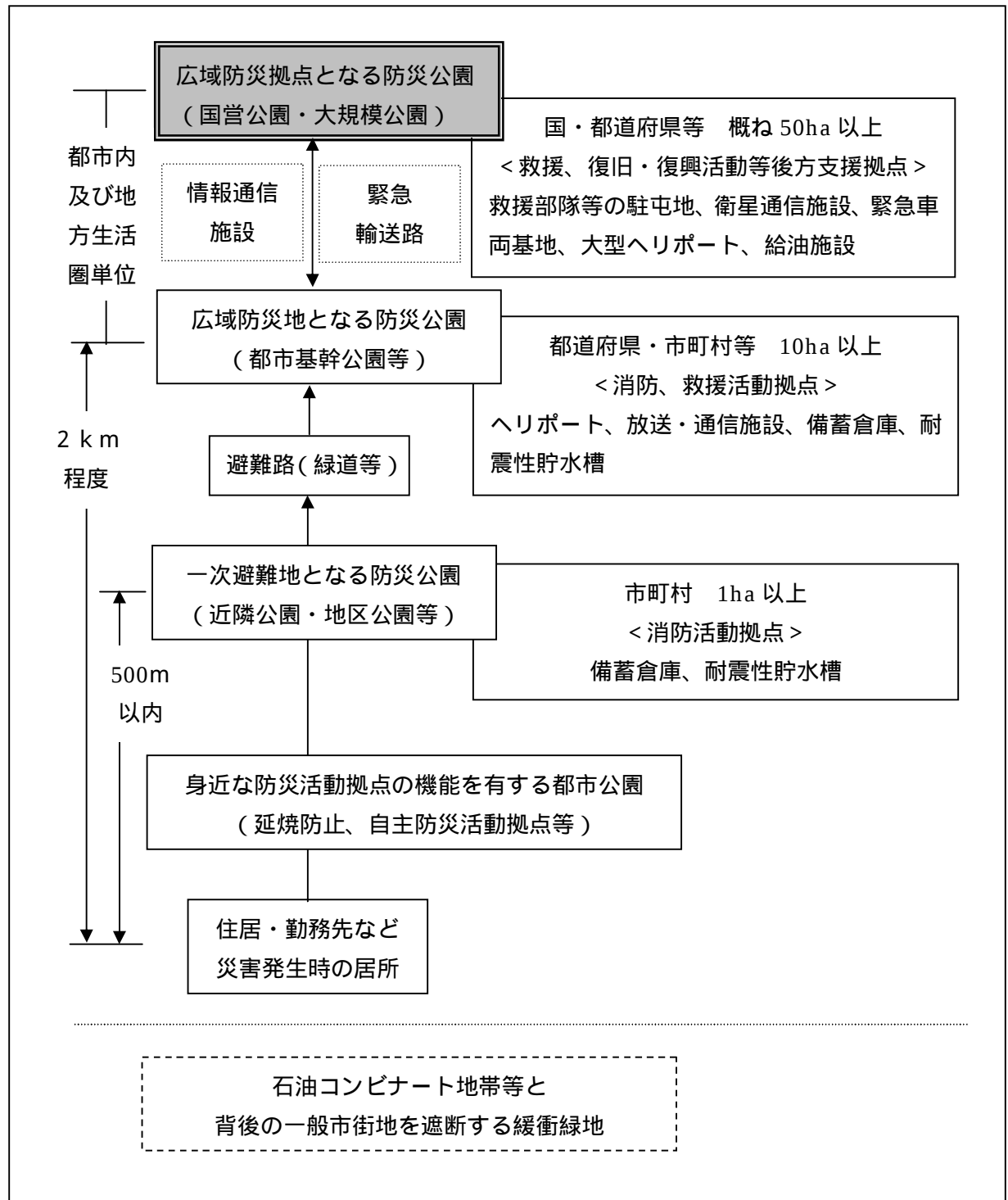
< 防災公園等の役割の時系列的整理 >

- **予防段階**：災害の発生以前の段階。防災公園は日常的には通常の公園として利用される。防災訓練の場等になる
- **直後段階**：地震発生後概ね 3 時間程度の間の非常に混乱した段階。住民の自主防災の段階で、生命の確保を最優先して緊急避難の場（人命救助や初期消火の活動の場等ともなる）となる。火災の延焼を遅延または防止するとともに、爆発による被害を軽減、防止する。また、大火の発生した際に、一時集合場所、避難中継地、最終避難地、避難路となる。
- **緊急段階**：地震発生後概ね 3 日間程度の混乱した段階。十分な救助活動が期待しにくく、生命維持を目的として、水・食糧、エネルギー、医薬品等の確保など緊急体制の救援活動の場や一時的避難生活の場等になる。火災の延焼を遅延または防止する等の役割も継続して果たす。
- **応急段階**：地震後概ね 3 日以降の段階。災害対策本部等の組織的活動や救援体制が整備され、避難生活に落ち着きが見られる様になり、より安心できる避難地への移動や、生活再編に向けての取り組みが始まる段階。生活確保を目的とした救援活動や一時的避難生活の場等となる。
- **復旧・復興段階**：地震後概ね 3 日以降の段階。ライフラインの復旧等は、地震当日から開始されるが、本格的な復旧活動が展開されるのは応急段階以降になる。復旧・復興活動の拠点となる。

< 防災公園等の体系 >

防災公園等は、各都市の地域特性等を考慮し、防災系統緑地や地域防災計画等との整合を図りながら、体系的に整備する。

各防災公園等の体系と防災公園間の関係は、以下の通り。



参考) 広域防災拠点の機能を有する都市公園

広域防災拠点の機能を有する都市公園の役割

平常時においては、防災に関する知識を学ぶ場となる。救援活動の拠点や災害復旧・復興活動の拠点等、広域的な防災拠点としての役割を担う。

○ 救援活動の拠点

- ・ 自衛隊、警察等の救援活動の拠点
- ・ 広域的な消防活動の拠点など

○ 救援活動の場

- ・ 緊急生活物資の集積、仕分け等の物流基地など

○ 復旧・復興活動の拠点

- ・ 復旧・復興部隊の結集拠点
- ・ 復旧・復興資機材の集積、仕分け等の物流基地
- ・ 大型車両等の搬入、駐車拠点
- ・ 仮設住宅用地 など

広域防災拠点の機能を有する都市公園の配置基準

主として広域的な防災拠点としての役割を果たすため、配置については、都市の規模、または交通・物流の観点から妥当と考えられる対象圏域当たり 1 ヶ所とする。大都市圏において、阪神・淡路大震災の事例から見て、人口 50 万～150 万人当たり 1 ヶ所が目安となる。

広域防災拠点の機能を有する都市公園の配置指針

災害用に備蓄していた物資、国内外からの支援物資、救援および救助隊等を被災地への迅速かつ効率よく配給、配備するために、災害が発生した場合においても通行が可能な広幅員の主要幹線道路等や海路、空路と容易にアクセスできる場所に設置する。

また、都市特性、自然特性、他の防災関連施設との連携といった諸条件を踏まえるとともに、前線型の防災拠点として位置付けられている広域避難地の機能を有する都市公園との連携を考慮して配置する。

広域防災拠点の機能を有する都市公園に関する諸元

面積はおおむね 50ha 以上を目安とする。

参考) 広域避難地の機能を有する都市公園 (前線型の防災拠点を担う場合を有する)

広域避難地の機能を有する都市公園の役割

平常時においては、防災に関する知識を学ぶ場所となる。

大震火災等の災害が発生した場合において、主に広域的な避難地としての役割を担う。

- 火災の延焼の遅延または防止
- 周辺住民の緊急避難の場
- 大火時の最終避難地
- 救援活動の場
 - ・ 地域の防災情報の収集・伝達の間
 - ・ 救援物資の受け入れの間
 - ・ 応急生活支援の間 等

広域避難地の機能を有する都市公園の配置基準

広域避難地は、大地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地大火のから避難者の生命を保護する場所である。広域避難地の配置の考え方は、以下の通りである。

○ 避難時間

関東大震災における要因別死者発生状況をみると、火災による焼死は地震発生3時間後に急増している。発生後1時間は、負傷者の搬出、初期消火、状況把握等で過ぎることから、避難に使える時間は2時間となるが、1時間の余裕を見込むと、実質的な避難時間は1時間程度となる。

○ 避難距離、速度

一般の歩行速度はおおむね4 km/時であるが、高齢者や子供等、さらに非常時であることを勘案すると、非常時の速度は半分の2 km/時程度(暗闇や水に浸かったの歩行では、速度がおおむね1 km/時程度に減じる。)と考えられる。したがって、避難時間1時間での避難距離は2 km 程度となる。また、東京消防庁の調査によると、歩行限界は高齢者、こどもで約2 km とされている。

都市公園以外の広域避難地の配置状況を勘案し、避難困難地域を解消するため、必要に応じ、広域避難地の機能を有する都市公園を配置する。避難圏域はおおよそ2 km 圏域とするただし、大震火災時に横断が困難となる鉄道、河川等で分断されている場合は、そこまでとする。

(避難可能地域)

- 歩行距離 2 km 以内で、避難人口当たり $2 \text{ m}^2/\text{人}$ 以上確保された広域避難地へ避難できる地域 → 防災公園整備済
- 歩行距離 2 km 以内で、市街地外の安全な場所へ避難できる地域 → 防砂公園不要
- 歩行距離 2 km 以内で、避難人口当たり $2 \text{ m}^2/\text{人}$ 以上確保された広域避難地へ避難できる地域 → 防災公園不要

(避難困難地域)

- 広域避難地の面積が避難人口当たり $2 \text{ m}^2/\text{人}$ 未満である地域 → 防災公園の整備
- 歩行距離 2 km 以内では広域避難地に達しない地域

なお、広域避難地となる防災公園の整備対象都市は以下の何れか該当する都市とされている。

- ・ 三大都市圏の既成市街地等及びこれに隣接する区域に含まれる都市経済
- ・ 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に含まれる都市
- ・ 地震予知連絡会による観測強化地域又は特定観測地域に含まれる都市
- ・ 県庁所在都市、政令指定都市又は人口 10 万人以上の都市

広域避難地の機能を有する都市公園の配置基準

人々が避難困難地域から安全に避難できる様に、避難路となる緑道、広幅員道路、河川等に接続させるように配置する。また、広域防災拠点からの人的、物的な支援を迅速にかつ効率的に受け入れるために、陸、海、空の主要交通幹線から容易にアクセスできる場所に配置する。

さらに防災性を高めるために、周辺地域の不燃化を進めるとともに、周辺に災害を誘発する恐れがある施設が存在しない様に努める。

広域避難地の機能を有する都市公園に関する諸元

輻射熱等からの安全性を考慮した有効面積を検討すると、火流の主方向を 2 方向に仮定すると面積が 25ha 必要であり、4 方向では、面積が 50ha 必要となる。ただし、周辺に十分な不燃ゾーン（幅 120m）があるか、或いは避難地内に防火樹林帯が存在している場合にはこの限りではなく、有効面積は 10ha でも良い。

これまで、大火中の安全性の基準となるものとして以下に示すものがある。

避難地の安全性

	50ha 以上	25ha 以上	10ha 以上
四方が火の海	まず大丈夫	何とかなるであろう	大丈夫でないかもしれない
周辺の 1/2 が大火	大丈夫	まず大丈夫	何とかなるであろう
周辺の 1/4 が大火	大丈夫	大丈夫	まず大丈夫

(防災対策緊急事業計画基礎調査：建設省都市局、防災都市計画研究所、昭和 50 年 3 月)

ただし、避難空間として避難圏域内人口に対し、一人あたり 2 m²以上の有効避難面積が確保されていること。

また、都市公園の面積が 10ha 未満であっても、周辺の公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって、避難地としての面積が 10ha 以上となるものについては、広域避難地としての役割を担う防災公園として扱う。

前線型の防災拠点の役割を担う場合

広域避難地の機能を有する都市公園は、都市の構造、規模に応じて、前線型の防災拠点としての役割を位置づける場合がある。この時、避難圏域内人口に対して 1 人あたり 2 m²以上の有効面積を確保するだけでなく、救援活動等を行うのに十分な面積を有し、かつ、避難場所と分離したスペースを確保する必要がある。

また、大火の終息後や避難の終了後には、広域防災拠点として以下の様な役割を担うこととなる。

- 救援活動の拠点
 - ・ 自衛隊、警察等の活動拠点
 - ・ 広域的な消防活動の拠点
 - ・ 救助活動の場 等
- 一時的避難生活
- 復旧・復興活動の拠点
 - ・ 広域的な防災情報拠点
 - ・ 復旧・復興物資の集配拠点
 - ・ 自衛隊の駐屯
 - ・ 仮設住宅用地 等

参考) 一時避難地の機能を有する都市公園

一時避難地の機能を有する都市公園の役割

平常時においては、防災に関する知識を学ぶ場所となる。

また、大震火災時においては、主として近隣住民の緊急避難の場（人命救助や初期消火等の活動の場ともなる）広域避難地に至る避難中継地等としての役割を担う。

- 火災の延焼の遅延または防止
- 緊急避難の場
- 大火時の避難中継地

また、大火の終息後や避難の終了後には、救援活動の場、復旧・復興活動の拠点等としての役割を果たす。

- 救援活動の場
 - ・ 地域の防災情報の収集・伝達の場合
 - ・ 救援物資の受け入れの場合
 - ・ 応急生活支援の場合 等
- 一時的避難生活の場合
- 復旧・復興活動の拠点
 - ・ 復旧・復興物資の受け入れの場合
 - ・ 仮設住宅用地 等

一次避難地の機能を有する都市公園の配置基準

関東大地震の様な大火でも、容易にかつ安全に避難できることが重要となるので、近隣住区（500m圏域：歩行距離で500m以内の圏域）を単位として配置する。

一次避難地の機能を有する都市公園の配置指針

地震発生後には早急にまず避難し、さらに大火が発生した場合には最終避難地である広域避難地へと段階的に避難できる様、避難路となる緑道等に接続させる。また、避難の安全性を高めるためには、避難路は2方向と接続させるものとする。

一次避難地の機能を有する都市公園は、地域レベルの避難、情報、救助、救援等の拠点となることから、他の一次避難地、学校等の他の公共施設、地域幹線道路等と連携して配置する。

さらに、防火性を高めるために、周辺地域の不燃化を進めるとともに、周辺に災害を誘発する恐れがある施設が存在しないよう努める。

一次避難地の機能を有する都市公園に関する諸元

近隣住区（500m圏域）における一次避難地の機能を有する都市公園の面積は、一般的な市街地の人口密度が約 100 人/ha、避難空間として一人あたり有効避難面積を 2 m²とすると、約 2 ha となる。近隣住区での避難は地区公園に応分の避難を行うことから、一次避難地の機能を有する都市公園の面積は最低 1 ha 以上が必要となる。

ただし、都市公園の面積が 1 ha 未満であっても、周辺の市街地等と一体となって、避難地としての面積が 1 ha 以上となるものについては、一次避難地としての役割を担う防災公園として扱う。

なお、一次避難地の機能を有する都市公園は、大火の際に最終避難路としては耐えられないことに留意する。

イ．阪神・淡路大震災時における防災拠点の活用事例

(出典：防災公園 計画・設計ガイドライン H11.8.30 監修(建設省都市局公園緑地課、土木研究所環境部))

阪神・淡路大震災時において、神戸市内で広域的な防災拠点として「しあわせの村(その内のしあわせの森)」「神戸総合運動公園」があげられるが、これらの震災時の利用概要を整理すると次の通りとなる。

名称	しあわせの村	神戸総合運動公園
公園種別	広域公園	運動公園
全体面積	158.9ha	55.8ha
具体的な 利用内容	・消防隊の宿泊 ・自衛隊の駐屯 ・緊急ヘリポート ・緊急物資の供給基地 ・ボランティア等の応援部隊の宿泊地 ・他都市からの応援職員の宿泊地 ・瓦礫撤去部隊の宿泊地	・自衛隊の駐屯 ・緊急ヘリポート ・緊急物資の供給基地 ・緊急車両の駐車場 ・他都市からの警察の待機所 ・ガス復旧部隊宿泊地 ・復旧のための車両、資材等の置き場

都市公園は「しあわせの村」内の「しあわせの森(127.1ha)」の区域である。

また、各拠点の震災時の利用状況を見ると、以下の様に整理できる。

< 神戸市しあわせの村の震災時の利用状況 >

利用内容	場所	規模	備考
広域避難地利用 (1/17～6/15)	野外学習センター	延床面積 4,900 m ² (RC 7F)	最大 280 人/日
	総合センター	延床面積 8,580 m ²	最大 10 室 23 人/日
	研修館	延床面積 1,730 m ² (RC 平屋)	最大 28 人/日
消防の応援部隊 (1/17～1/25)	研修館	延床面積 1,730 m ² (RC 平屋)	最大 441 人/日
自衛隊の駐屯 (1/18～4/27)	芝生広場	40,000 m ²	テント設営
	多目的運動広場	9,000 m ²	テント設営
	野外プレイゾーン	23,000 m ²	テント設営、建設機械 の駐車場
	駐車場		各種車両の駐車場
緊急ヘリポート	多目的運動広場	15,000 m ²	本部前をヘリポートと して利用。約 4 機同時 着陸可能。主に救援物 資の搬送に利用
緊急物資の供給 基地 (1/19～)	シルバーカレッジ	1,000 m ²	衣類、タオル類、布団 類、食料
	テニスコート前広場	2,800 m ²	飲料水、毛布
	体育館	2,150 m ²	衣類、タオル類、食料、 布団類、電気製品
	馬事公苑駐車場	250 m ²	灯油 (20 ㍓缶 60 個)
看護ボランティア (1/26～3/31)	総合センター	延床面積 8,580 m ² (RC 7F)	4F、5F に宿泊 最大 68 人/日
建築ボランティア (1/29～2/4)	総合センター	延床面積 8,580 m ² (RC 7F)	3F、6F、7F に宿泊 最大 55 人/日
	たんぽぽの家	延床面積 5,800 m ² (RC 4F)	2～4F に宿泊
その他応援職員 の宿泊利用	たんぽぽの家	延床面積 5,800 m ² (RC 4F)	義援金 (5/8～5/30) 最多 41 人/日
	野外学習センターあおぞ ら	延床面積 4,900 m ² (RC 2F)	瓦礫撤去応援 最多 114 人/日
	シルバーカレッジ	延床面積 6,000 m ² (RC 2F)	搬送委託業者 最多 150 人/日
仮設住宅の建設 (6/7～7/19)	野外プレーゾーン	34,000 m ²	仮設住宅 632 戸

(大規模公園の地震等防災対策調査報告書：建設省近畿地方建設局、社団法人日本公園緑地協会、1995)

< 神戸市総合運動公園の震災時の利用状況 >

利用内容	場所	規模	備考
近隣給水 (1/17～24)	駐車場入口 園内散水栓		周辺住民に対する 給水
緊急ヘリポート (1/19～4/18)	臨時駐車場	9,000 m ²	病人、遺体、救援 物資の搬送
緊急物資の供給基地 (1/20～2/18)	グリーンアリーナ神戸 (体育館)	3,440 m ²	
	駐車場	20,000 m ²	水、ポリバケツ、 ガスボンベ、木炭
自衛隊の駐屯 (1/22～4/18)	球技場	13,000 m ²	テント設営
	テニスコート クラブハウス	210 m ²	シャワー等の利用
	水の街	13,000 m ²	トイレ
	テニスコート	2,000 m ²	小中型車両の駐車 場
	駐車場	13,500 m ²	車両駐車場
警察の待機場所 (1/29～3/6)	グリーンスタジアム神戸	34,000 m ²	
	グリーンアリーナ神戸		
	駐車場	27,400 m ²	他府県の応援部隊
ガス復旧部隊	ユニバー記念競技場	ロッカー室 210 m ²	約 600 人の宿泊
	グリーンアリーナ神戸	215 m ²	約 40 人の宿泊
	駐車場	21,215 m ²	復旧車両駐車場

(大規模公園の地震等防災対策調査報告書：建設省近畿地方建設局、社団法人日本公園緑地協会、1995)

また、阪神・淡路大震災時において、神戸市内の広域避難地で、広域防災拠点としての役割を果たした都市公園として王子公園があげられる。震災時の利用概要を整理すると次の通りとなる。

< 広域避難地で広域防災拠点の役割を果たした都市公園の事例 >

名称	王子公園
公園種別	総合公園
全体面積（供用面積）	19.1ha
具体的な利用内容	・ 自衛隊の駐屯 ・ 緊急ヘリポート

（大規模公園の地震等防災対策調査報告書：建設省近畿地方建設局、
社団法人日本公園緑地協会、1995）

< 王子公園の震災時の利用状況 >

利用内容	場所	規模	備考
広域避難利用 (1/17～)	王子スポーツセンター	3,000 m ²	
自衛隊駐屯 (1/18～)	王子動物園	68,000 m ²	テント設営(3 箇師団：約 800 人野営)
緊急ヘリポート (1/18～2/15)	陸上競技場	15,000 m ²	医療物資（1 月末まで） 食料品等の救援物資（1 月末まで） 死体搬送

- ・ ヘリコプターの騒音苦情がひどく 2/15 には中止
- ・ 2/1～15 まで神戸市の救援物資(食料)の配送基地

仮設住宅 (5 月～)	補助競技場	6,000 m ²	
----------------	-------	----------------------	--

（大規模公園の地震等防災対策調査報告書：建設省近畿地方建設局、社団法人日本公園緑地協会、
1995）

ウ．阪神・淡路大震災後に整備・改修された「広域防災拠点となる都市公園」の事例

（出典：防災公園技術ハンドブック 2000.1.17 編者 （財）都市緑化技術開発機構、公園緑地防災技術共同研究会）

今後の防災公園整備の参考と成りうる、阪神・淡路大震災後に整備・改修された「広域防災拠点となる都市公園」の事例として以下が整理できる。

・久宝寺緑地（大阪府）

1) 立地・周辺状況

久宝寺緑地は、1941 年に大坂の 4 大緑地の一つとして都市計画決定され、1971 年に 38.4ha が開設されている。その後、高度経済成長期における急激な都市化によって周辺は密集市街地となり、特に公園北側地域の木造住宅の密集化が著しい。このため、まとまった規模の都市公園やオープンスペース等の緑地が少なく、また創出も困難な状況である。

大阪府では、現在、地域防災計画において大規模な公園等として、災害時における自衛隊・消防・警察などの広域応援部隊が後方支援活動をする拠点や、火災の延焼拡大による輻射熱・熱気流等から住民の安全を確保できる場所となる広域避難路の機能が求められている。

久宝寺緑地は「後方支援活動拠点」「広域避難地」の双方に指定されている。

公園名	種別	所在地	計画決定面積	開園面積	供給開始
久宝寺緑地	広域	八尾市、東大阪市、大阪市	48.1ha	38.4ha	昭和 46 年

2) 整備・改修内容

久宝寺緑地緑地における防災施設の整備については、以下の様に整理される。また、災害時の緊急避難路となる大坂中央環状線等によって公園が3地区に分断されることから、南地区及び中地区を「後方支援拠点」に、北地区を「広域避難地」として整備する方針となった。

整備概要

機能	整備内容	求められる防災施設
広域避難地	・避難広場、臨時ヘリポートの確保 ・緑化の推進（防火樹林帯） ・進入口の整備 ・照明・放送施設の整備等	避難広場 臨時ヘリポート 避難入口 園内避難路 防火樹林帯 照明・放送施設 親水施設 避難支援施設
後方支援活動拠点	・広場、駐車場、臨時ヘリポートの確保 ・入口の拡幅 ・照明・放送施設の整備等	広場 駐車場 臨時ヘリポート 公園入口 輸送遠路 照明・放送施設

さらに「大坂府防災公園整備指針」において今後の防災公園の整備計画をまとめ、短期、中長期に分けて、段階的に防災公園の整備を進めることとしており、久宝寺緑地では園内を結ぶ橋梁の耐震補強、入口の改修（避難入口、緊急車両進入口）や非常用電源の確保を優先して進めている。

・稲永公園・稲永東公園（名古屋市）

1) 立地・周辺状況

この2公園は名古屋市の海岸部に位置し、周辺は団地等の建替えが進んでる地域である。稲永公園は運動公園として、野球場、サッカー場、テニスコートのほか、屋外施設としてスポーツセンターがある。スポーツセンター建設時に広域避難の対応として自家発電が設置されていた。

市地域防災計画においては良好園とも広域避難場所として位置付けている。

公園名	種別	所在地	計画決定面積	開園面積	供用開始
稲永東公園	総合	名古屋市	11.30ha	11.24ha	昭和31年
稲永公園	運動	港区	35.70ha	31.31ha	昭和35年

2) 整備・改修内容

2公園が隣接しているため、物資や支援活動等の拠点となる機能、避難生活の拠点となる機能、それぞれ稲永東公園・稲永公園で役割分担することとした。

・臨時ヘリポート（稲永東）

通常は芝生公園として、また災害時は臨時ヘリポートとして機能するように整備した。整備にあたってヘリコプターの離着陸に障害となる樹木については移植を行ったほか、離着陸時の地耐力が懸念されたため、メッシュエレメントを用いた地盤改良を行った。

・園路（稲永東）

救援物資として出入りする救急車両にあわせ、園路の動線や運動場の門扉の拡幅を行った。

・耐震性防火貯水槽（稲永・稲永東）

常時100tの水をためておき、消火活動に使用するほか、水の使用後、また必要に応じて本体を便槽とする「くみ取り式トイレ」として使用できる。

- ・トイレ（くみ取り式対応型、稲永・稲永東）

通常は水洗式のトイレとして使用し、災害時に下水道管が破損した場合には地下に備えた便槽を利用する「くみ取り式トイレ」に改造することが出来る。照明は屋根部に設置したソーラーパネルを電源とする。

- ・汚水管兼用トイレ（稲永）

災害時のトイレ需要に対応するため、常設トイレに隣接して汚水管上部にマンホールを設置し、災害時には汚水管を利用したトイレとして使用する。

- ・ゲートシャワー（稲永）

火災の中を公園へ避難してきた人の身体を冷却のため、また公園への火災の延焼や園路の温度上昇防止のために水を放出する施設

- ・井戸（稲永）

断水時の生活雑用水として利用できる井戸で、毎分 100 ㎥供給可能。平常時は隣接の水景施設の補給水としても使用

- ・非常用照明設備（稲永・稲永東）

夜間の災害発生および避難生活を考慮し、主に避難動線に設置。停電時でも機能できる様に電源はソーラーシステムを利用

- ・非常用放送設備（稲永公園スポーツセンター内）

非常時の雑音中でも、公園全域でおおむね聞き取れる容量のスピーカーを備える。停電時にはスポーツセンター内の既設自家発電を利用

・三木総合防災公園（兵庫県）

1)背景

兵庫県では阪神・淡路大震災を教訓として広域防災拠点を県下各地に配置し、救援資材等の備蓄や地域内外からの救援物資の集積・配送と応急活動要員の駐屯・出動の拠点を整備することとしている。

三木震災記念公園（仮称）は、これら広域防災拠点ネットワークの中核として、全県域をカバーする総合的な機能とともに、東播磨地域および神戸地域の広域防災拠点の機能を併せ持った施設として整備され、三木総合防災公園はこの中核的な施設となる。

2)整備内容

三木震災記念公園（仮称）は以下に示した常時・非常時に対応した5大機能を持った全県広域防災拠点となる。

- ・防災時における応急活動拠点機能
- ・防災に関する教育・訓練を通じての人材育成拠点機能
- ・防災に関する国内外への情報発信拠点機能
- ・防災に関する調査研究拠点機能
- ・多くの人々に親しまれ活用されるスポーツ拠点機能

そのなかで、三木総合防災公園は、災害時における応急活動要員の駐屯・出動機能、救助資機材等の備蓄・集配機能が十分発揮できるスペースを確保しながら、地域の豊かな自然環境を活かした全県的なスポーツ・レクリエーション拠点として、県民に親しまれる公園として整備される。

3)主要施設の計画と利用方法

施設名称	主な機能、利用方法		
	平常時	災害時	
陸上競技	陸上競技、サッカー、ラグビー等	物資の集配施設	物資の集積・仕分、一時保管、備蓄倉庫、臨時ヘリポート、トラックヤード
駐車場	施設利用者駐車場		
球技場	サッカー、ラグビー等	駐屯拠点	救援活動要員等の駐屯
オートキャンプ場	コテージ、キャンプサイト		
テニスコート	テニス		
自然観察園	自然観察	一次避難地	

・東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点

東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点整備基本計画骨子（平成14年7月12日）首都圏広域防災拠点整備協議会

1) 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備箇所

東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点は、東京都心臨海部及び川崎市臨海部において、適切な機能分担を行い相互に補完することにより、全体として一つの基幹的広域防災拠点の機能を発揮できるよう整備する。

具体的には、周辺施設との連携を図りつつ、東京都心臨海部については有明の丘地区において、川崎市臨海部については東扇島地区において、緊急整備を行うこととする。

なお、浮島地区について、東扇島地区と連携した活用など今後検討することとする。

2) 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点に確保する機能

・有明の丘地区

有明の丘地区は、被災時においては、国・地方公共団体等の合同現地対策本部を設置し、首都圏広域防災のヘッドクォーターとして機能するとともに、広域支援部隊等のコア部隊のベースキャンプや災害時医療の支援基地、緊急輸送物資の中継基地として機能するものとする。

また、平常時には、本部棟などを活用して広域支援部隊等の合同訓練・研修や人々が防災に関する体験学習などを行うことができるようにするとともに、人々の魅力的な憩いの場として利用するものとする。

・東扇島地区

東扇島地区は、被災時においては、海外からの物資をはじめとした物流に関するコントロールを行うとともに、海上輸送から海上輸送、河川舟運、陸上輸送等への中継基地や広域支援部隊等の一時集結地・ベースキャンプとして機能する。

また、平常時においては、防災についても意識しつつ、人々の魅力的な憩いの場として利用するものとする。

3) 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備手法

有明の丘地区、東扇島地区について、以下の方針により関係機関が予算要求等を行うものとする。

・有明の丘地区

有明の丘地区については、国及び東京都の役割分担のもと、合同現地対策本部となる本部棟については、PFI手法の活用等も視野に入れつつ防災施設として整備するとともに、大規模なオープンスペース等の整備については、平常時の利用・管理も考慮し、公園事業により整備する。

・東扇島地区

東扇島地区については、合同現地対策本部のうち物流コントロールセンターとしての事務棟については、国及び地方公共団体の役割分担のもと、PFI手法の活用等も視野に入れつつ防災施設として整備するとともに、大規模なオープンスペース等の整備については、平常時の利用・管理も考慮しつつ港湾事業により国が整備する。

4) 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の運用・維持管理

東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の被災時の運用については、被災時の広域的な情報・人・物の流れについて整理するとともに、広域的オペレーション実施の体制等を早急に検討し、確立することとする。

なお、被災時の運用・平常時の維持管理に関する費用については、平常時・被災時の利用形態を踏まえつつ、調整する。また、周辺施設との連携についても今後検討するものとする。

5) 国営東京臨海広域防災公園基本設計<概要> (平成16年3月1日)

(出典：http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/city_park/bousai/top.htm)

<計画の背景>

基幹的広域防災拠点有明の丘の整備は、都市再生プロジェクト第一号に指定された事業であり、首都圏における大規模な地震災害等に際し、東扇島地区（川崎市）に計画される物流コントロールセンター等と一体的に機能する、広域防災のヘッドクォーターとして機能するものである。本事業は今後の大都市における広域防災公園のモデルとなるよう、はじめての国営防災公園事業として、都立公園と一体的に整備を行うこととしている。

本公園が立地する臨海副都心地区は、陸海空のアクセスに恵まれた東京湾岸の要に位置している。また、本地区は計画的に整備された新都市であり、多様なオープンスペースや耐震性の高い建築物群もあり、被災時にこれらとのネットワークにより広域支援体制を構築するために格好の立地条件にある。

□位置：東京都江東区有明二丁目及び三丁目各地内

□計画面積：有明の丘地区全体面積 13.2ha

（うち 6.7ha を国営公園、6.5ha を都立公園として整備）

発災時	平常時
<機能> ・首都圏広域防災のヘッドクォーター ・広域支援部隊のコアベースキャンプ ・災害医療の支援基地	<機能> ・発災時の機能発揮に備えた平常時運用 ・災害に対応できる知・技・心の習得 ・臨海副都心におけるアメニティ拠点機能
<ゾーニング> ・本部棟用地（約 0.5 ha） ・ヘリポート用地（約 2.6 ha） ・広域支援部隊等コア部隊ベースキャンプ用地（約 2.5 ha） ・災害時医療支援用地（約 1.0 ha） ・広域支援部隊等ベースキャンプ用地（約 6.6 ha）	<活動> ・防災広域ネットワークの形成 ・防災に関する人材育成 ・防災学習・防災訓練の実施 <ゾーニング> ・センター施設ゾーン（2.0ha） ・屋外訓練ゾーン（2.2ha） ・多目的ゾーン（9.0ha）

□管理運営

1) 公園管理体制の一元化

公園の機能を考えると、災害が発生した際に、平常時の公園利用者の退出、活動阻害物件の移転、外部からの流入規制等の対応が早急になされ、円滑に合同現地対策本部等の活動が開始されることが重要である。このため、すみやかな場面転換を行うことのできる管理の一元化が必要である。

加えて、平常時においても防災訓練や学習体験など多様な利用を想定しており、国営公園と都立公園の一体的な管理が必要である。

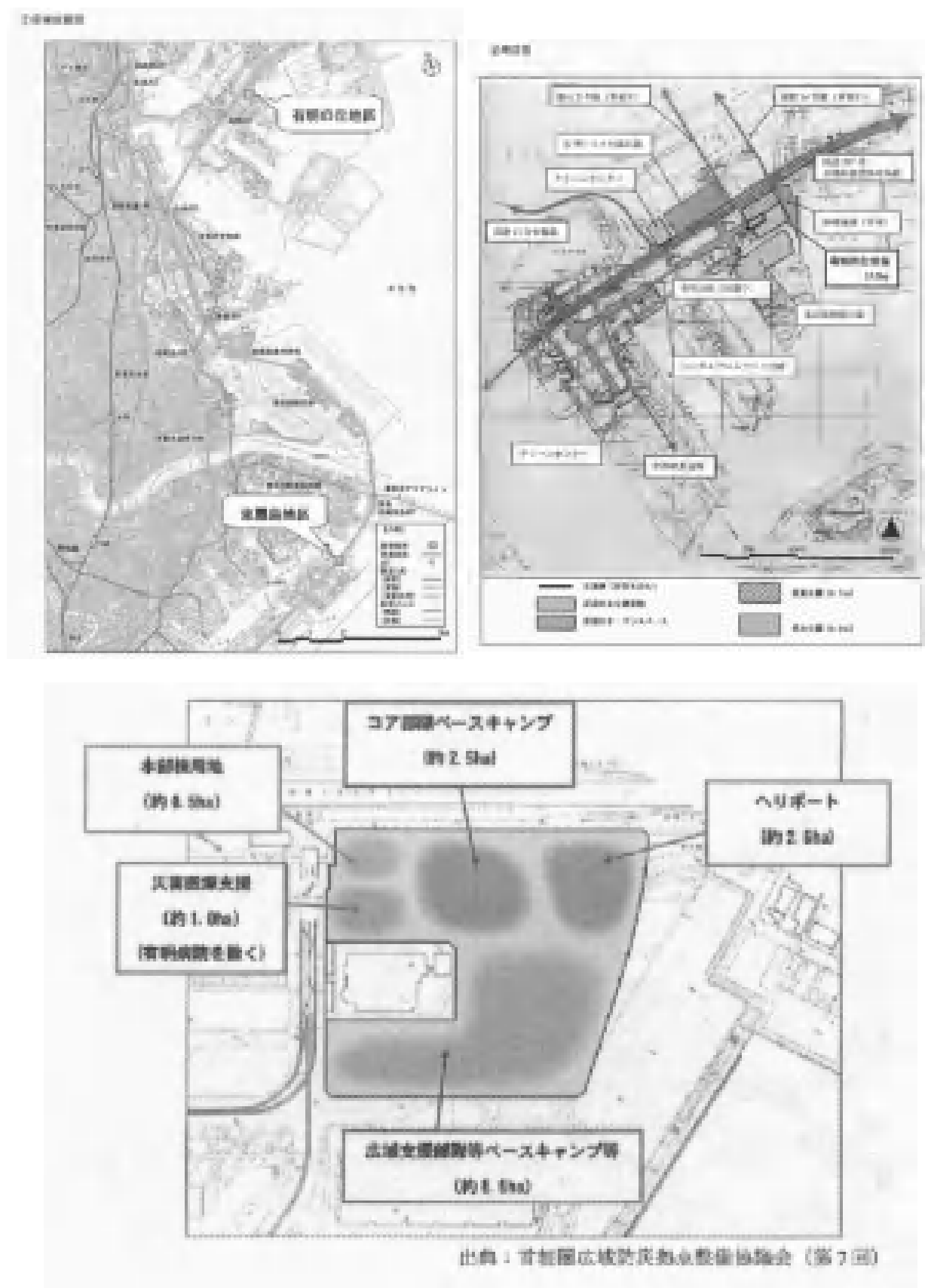
<施設機能転換のイメージ>

			発災時	平常時
国 営 公 園	セン タ ー 施 設 ゾ ーン	セン タ ー 施 設	・ 合同現地対策本部	・ 会議・研修施設 ・ 多目的スペース ・ 便益施設
			・ 備蓄等保管機能 ・ インフラ関連施設	
			—	・ 展示・体験施設 ・ 管理施設
		エント ラン ス	・ 災害時医療支援のための の用地	・ エントランス広場
	屋外訓練ゾーン	・ コア部隊ベースキャン プ用地	・ 防災訓練のための広場 （多目的広場）	
		—	・ 屋外体験学習施設	
都 立 公 園	多目的ゾーン	・ ヘリポート ・ 広域支援部隊等ベース キャンプ等用地	・ 大規模訓練のための広場 ・ 憩いの広場 （草地広場・多目的広場）	
		・ 基盤施設		

2) 柔軟な運営体制

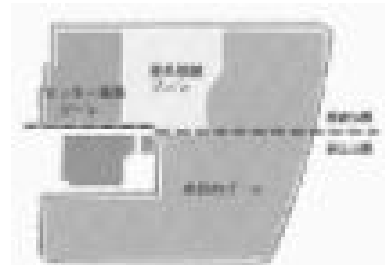
公園の運営にあたっては、災害時の機能発揮に備え平常時においても防災活動に関連する多様な主体が、防災訓練・体験学習等の専門分野の技術・知識を提供しあい、連携できる体制づくりが必要とされる。そのような柔軟な運営体制の確立を図るために、今後防災関連機関、8都県市等との間で検討・調整を行う。

< 施設概要 >

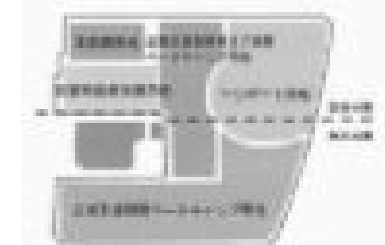
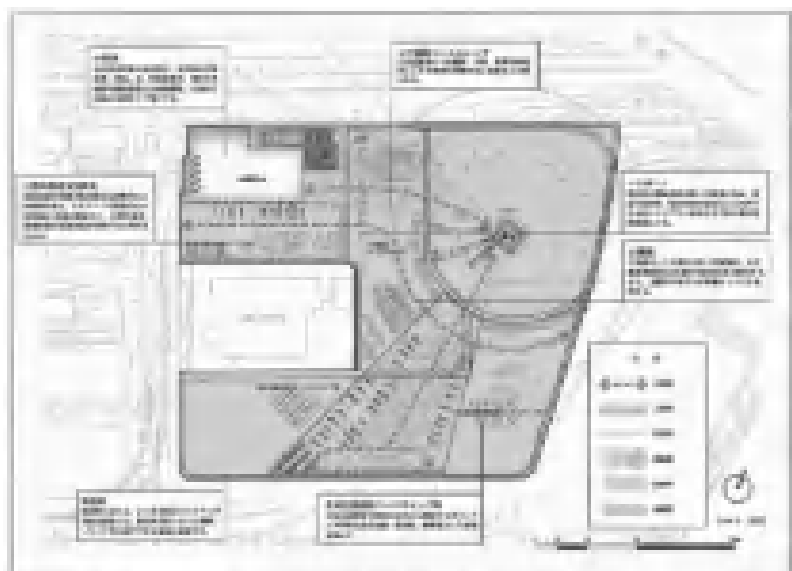


< 施設概要 >

平時：



非常時：



・広域防災拠点において有すべき平常時の教育・研修機能

出典：「高めよ！防災力」務台俊介、レオ・ボア-共著 ギョウセイ

< 国内外の事例 >

ア. 地方自治体における防災・危機管理講座

兵庫県では、平成 14 年春に運営開始された「人と未来防災センター」((財)阪神・淡路大震災記念協会運営) において、防災担当職員の資質向上を図るため、政府関係機関、各都道府県、公共機関等の防災担当職員の資質向上を図るための防災対策専門研修を行っている。

また、静岡県においては、平成 8 年から平成 12 年の間、地震、台風、大雨等による大規模災害に関する専門的知識を体系的に修得した人材を育成するため、静岡県県立大学において静岡県主催による防災総合講座を開催した。現在講座修了者には「静岡県防災士」の称号を付与するとともに、地域住民に対する講師として体系的な活用が図られるかどうか検討されているところである。

さらに、静岡県では、初任者研修のみならず、個々の職員の危機管理に関する経験や知識を踏まえた習熟度に応じた研修・訓練を体系的に実施している。

イ. 国の防災・危機管理講習

消防大学校では、年間約 1,200 人の消防職員が長い人では半年以上、「本科」「幹部研修科」「警防科」などの各コースのなかで、「一般教養」「消防法制」など受講しているが、このうち、「消防管理」「消防運用」において、危機管理に関するカリキュラムについても受講することとなっている。

また、地方公共団体防災担当者等の消防職員以外の職員に対しても、年に数回、危機管理(大規模災害発生時に係る災害対策活動)講習会を実施している。さらに平成 15 年からは、首長向けの図上演習も開始している。

ウ.大学における防災・危機管理講座

静岡県富士市にある富士常葉大学では、平成 12 年から、環境防災学部を設立し、防災に関する専門家を育成している。環境防災学部では、「防災マネジメントコース」「環境マネジメントコース」「環境復元コース」に分かれており、このうち、「防災マネジメントコース」において、防災の専門家を育成するための専門家を育成するための専門教育を施し、また、演習では、野外演習や図上訓練などを実施することとしている。

エ.米国における防災・危機管理講座

米国においては、連邦危機管理庁（F E M A）の災害研修センター（N E T C）内に防災教育研修機関として防災研修所（E M I）があり、連邦・州・郡・市役所に対する幅広い防災教育を実施している。

<米連邦危機管理庁防災研修所（F E M A / E M I）での取り組み>

ア．組織

連邦危機管理庁消防局が運営する災害研修センター内に消防大学校と併設される形で 1981 年に開校した防災研修所がある。

イ．研修対象者及び受講者数

連邦政府、州、都市の職員、ボランティア関係者、一般市民。

宿泊研修 5,500 人。また、E M I 出資のもとで州危機管理局が行っているコースに約 10 万人が受講している。さらに、数万人が自修コースとして、衛星回線を用いた家庭での緊急事態教育ネットワーク（E E N E T）を通じた通信教育プログラムを利用

ウ．カリキュラム

・模擬演習と訓練

防災行政幹部、公共企業担当者、州や都市の地域活動を行っている機関の担当者を対象とした広域防災訓練に関する研修カリキュラム。このカリキュラムは、主に図上演習を取り入れ、研修参加者一堂に会して実施される。

・応急対応と復旧

災害時における対応組織の運用方法、連邦政府、州、都市の間の調整方法や情報の取り扱い方について研修するとともに、復旧時の各種業務に関する研修カリキュラム

・被害軽減

連邦政府、州、都市の職員や個人企業の従業員等を対象に、地震、洪水、竜巻、ダム崩壊、土砂崩れ、ハリケーン等の自然災害にかかわる人的、財産的な危険性を事前に回避する方策の研修カリキュラム

・防災準備

防災行政に携わる幹部やトップレベルを対象に、防災計画の企画・立案方策、防災施設の整備方策、訓練手法、適切な防災施策開発にかかわる研修カリキュラム

(注)FEMA の高度防災教育推進の成果もあり、現在では全米 43 以上の大学で危機管理に関連する講座が設けられている。

< F E M A の機能 >

アメリカでは 2003 年 3 月に FEMA (連邦危機管理庁) が D H S (Department of Homeland Security 国土安全保障庁) に統合され、危機管理の体制がさらに強化統合の方向にある。

現在の「防災・緊急対応局」が以前の F E M A にあたり、災害時を想定した、平常時における諸活動について「防災・準備対応部」では、以下の取り組みを行っている。

ア. 消防活動支援

部の仕事の最も大きな分野であり、初動対応要員の能力強化を図るもの。多額の資金が投入されており、消防庁を經由し各地の消防本部に直接資金が提供される。

イ. 危機管理センター (E O C) 整備

米国の多くの州や市町村の E O C は、物理的にも機能的にも改善の余地があると言われており、現在、各週に予算が支給され、E O C の評価が行われている。

ウ. 大都市圏医療応急チーム M M R S

大量破壊兵器の使用に対し、即時に対応できる資源が地方には不足していること等により、連邦政府が大量で即時に支援を行い、地方の対応能力を強化することが求められている。

エ. 緊急事態管理能力向上助成金

地域のリスク、脆弱性に応じて、被害抑止、被害軽減、緊急対応、復興の分野の喫緊のニーズに活用される。地域の緊急事態管理者は、この資金を計画、研修、訓練、必要な設備の整備などに活用することになる。

オ. 全国研修センター

F E M A には全国研修センターがあり、ワシントン北部の消防大学と、同じ敷地にある緊急事態管理研究所 (E M I) の二つがある。両方の施設では毎年約 1 万 3 千人が受講しており、このほかにも通信型のもの、講師の派遣という制度がある。全体では 25 万人が教育訓練を受けている。

カ.市民防災組織

内容として、コミュニティ緊急事態対応チーム（CERT）、警察ボランティア、医療ボランティア、近隣監視チームがある。CERTは、緊急事態の際に地元は混乱状態になるため、地域の住民の緊急事態対応能力を高めるというものである。初動対応者への支援、被災者への応急措置、ボランティアの組織化などがCERTのメンバーには求められる。緊急事態には、ボランティアの組織化が決定的に重要になるが、ボランティアの希望者に何をしたらいいのか指示をしていくということが需要となっている。このCERTのトレーニングは、45州の341ヶ所で提供されている。

キ.インターネットサイト/ディザスター・ヘルプ

オンラインのウェブサイトが現在設置されており、連邦、市町村がディザスター・ヘルプというインターネットサイトの下に連携が図られている。

(2) 通常時は観光等、災害時は防災の拠点となる施設の満たすべき機能、条件の整理

S.K.Y. 広域圏のような行政区域を越えた広域防災活動の実現への方策

行政区域を越えた広域防災活動の実現への方策について同「広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会報告書（平成15年3月）総務省消防庁」において、以下の様に整理されている。

現行の地域防災計画では、行政域を越える大規模災害に対し、被災地方公共団体や周辺地方公共団体が連携した具体的な対応計画に関してはあまり検討がなされていない。

今後、国の現地対策本部の設置が想定される基幹的広域防災拠点の整備を意識しつつ、広域防災拠点相互の連携ネットワークの構築に向けてリダンダンシーやリスク分散に配慮し、各都道府県の広域防災拠点の位置や規模、機能等の情報を都道府県間で共有することなど、以下の共通課題意見を解決する様な、拠点づくりが望まれる。

< 広域防災活動支援のための広域防災拠点に関する共通課題 >

「広域防災活動支援のための広域防災拠点」について各構成地方公共団体からの意見をもとにまとめた共通課題は以下が整理されている。

- ・ オープンスペースの確保
- ・ 広域防災拠点における防災情報の共有化 の実現
- ・ 広域防災拠点を活用した緊急消防援助隊の機能充実のための仕組みの検討
- ・ 災害ボランティア活動支援のための環境整備
- ・ 公用・公共用施設整備等に当たっての留意点（法令等による義務付けや国による財政支援等の充実等）
- ・ 圏域内における定期的な協議の実施

共有化を行うべき必要情報の例示

- 活動拠点の状況（収容面積、事務室、会議室、宿泊室等の機能）
- 備蓄施設の配置状況
 - ・位置、収容能力、施設管理者、連絡先
 - ・ヘリポート・鉄道等との接続及び緊急輸送道路とのアクセス状況
- 消防職員数、消防車両の配置状況
 - ・本部・署所の位置、数、消防職・団員数、責任者、連絡先
 - ・消防車両等（ポンプ車、救助工作車、救急車等の台数）
 - ・消防・防災ヘリコプター保有機数及び離発着場指定状況
 - ・自主防災組織、ボランティア等
- 各地方公共団体等の情報連絡体制状況
 - ・防災行政無線の配備状況（無線の種類別の設置総数）、責任者、連絡先
 - ・夜間・休日の情報連絡手段の整備状況、責任者、連絡先
 - ・防災行政無線以外の情報連絡手段の整備状況（CATV、オフトーク通信等）、責任者、連絡先
- 各地方公共団体の避難所の指定状況、収容能力
 - ・位置、用途区分別（一時避難地、収容施設等）施設数及び収容可能人員数、施設管理者、連絡先
- 輸送、搬送のかかる協定状況及び輸送、搬送能力
 - ・各地方公共団体が保有する車両（災害時輸送用バス）の移送車両台数及び移送可能人員（人）
 - ・バス協会等の協定による輸送・搬送体制（協定に基づく防災資機材、救援物資等の輸送車両台数及び輸送能力）、責任者、連絡先
 - ・トラック協会等との協定による輸送体制
 - ・道路、港湾、飛行場、交通規制
- 病院、ホテル・旅館、公営住宅等の収容能力
 - ・病院（国・県立、市町村立）の位置、診療科目別の病床数、責任者、連絡先
 - ・ホテル・旅館の位置、収容人員数、責任者、連絡先
 - ・地方公共団体の公営住宅の位置、戸数、収容人員数
 - ・社会福祉施設の位置、種別ごとの収容人員数
- ボランティアセンターの設置予定場所、活動内容及び連絡方法、責任者等
- その他
 - ・危険物貯蔵施設対策、高齢者等災害時要援護者対策、帰宅困難者対策、観光客対策

基幹防災拠点のモデル検討 / 御殿場市：迎賓館機能を有する
「S.K.Y.危機管理センター構想（国際交流公園整備構想）」

上記検討に基づき、通常時は観光等、災害時は防災の拠点となる施設の満たすべき機能、条件の整理として S.K.Y.広域圏での具体的モデルの検討を行った。

S.K.Y.広域圏における中心性、富士と箱根に挟まれた拠点的位置性等より、当地域には合同現地対策本部の必要性（S.K.Y.危機管理センター、広域避難シェルター）が大きく、

- ・ 日本を代表する観光地である「富士」と「箱根」の中間に位置することによる、国際的来賓を迎える拠点としての機能
- ・ S.K.Y.広域圏における、広域拠点的な防災指令機能
- ・ 富士及び箱根が被災した場合の、自衛隊との連携による定住者、半定住者、交流者の強力な避難拠点機能
- ・ 富士箱根伊豆国立公園の美しい自然環境に育まれた平時の国民的癒しの拠点機能

等について協定等による総合的推進が望ましい。

具体的には、東富土地域基盤整備計画策定業務において提案された以下の事項を取りあげた。

- ・ (財)機械システム跡地周辺への迎賓館・危機管理センター等機能等
- ・ 市民「健康」の森・避難所等機能、R 1 3 8 新「道の駅」・防災地域拠点機能

< 基幹防災拠点の果たすべき機能から望まれる施設等の要件の検証 >

(御殿場市(財)機械システム跡地周辺での検証)

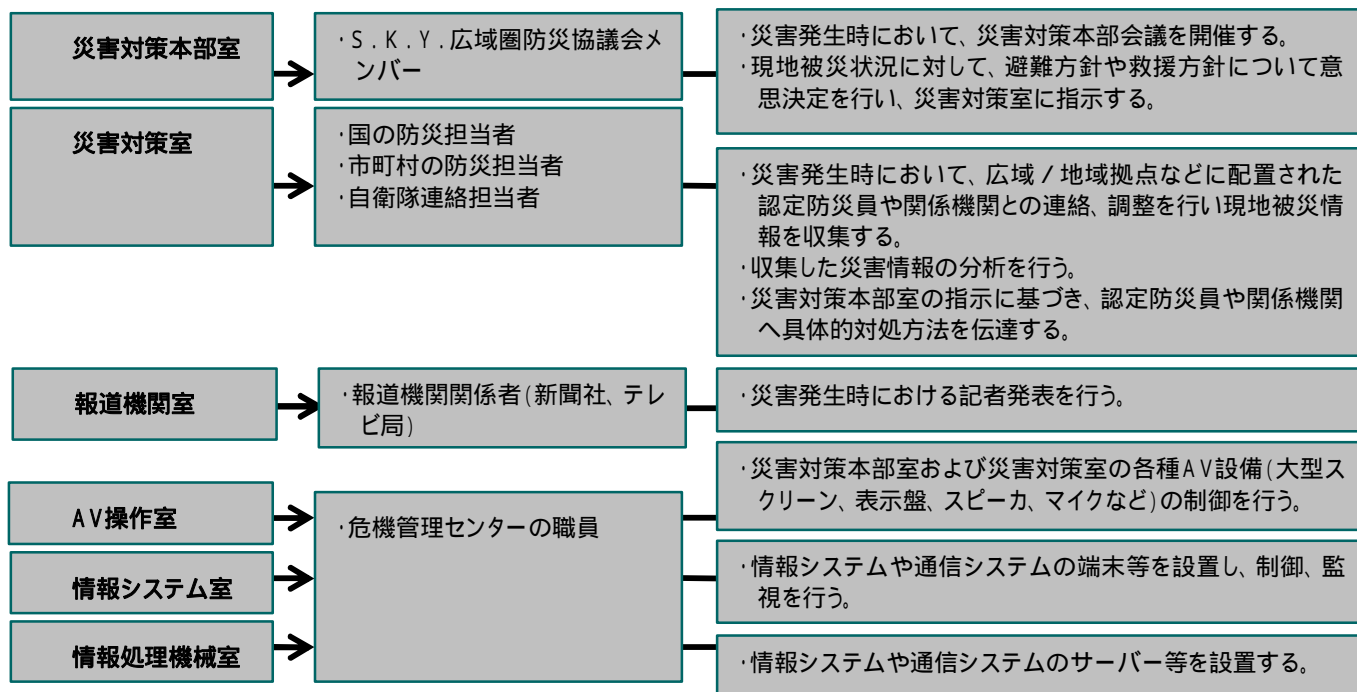
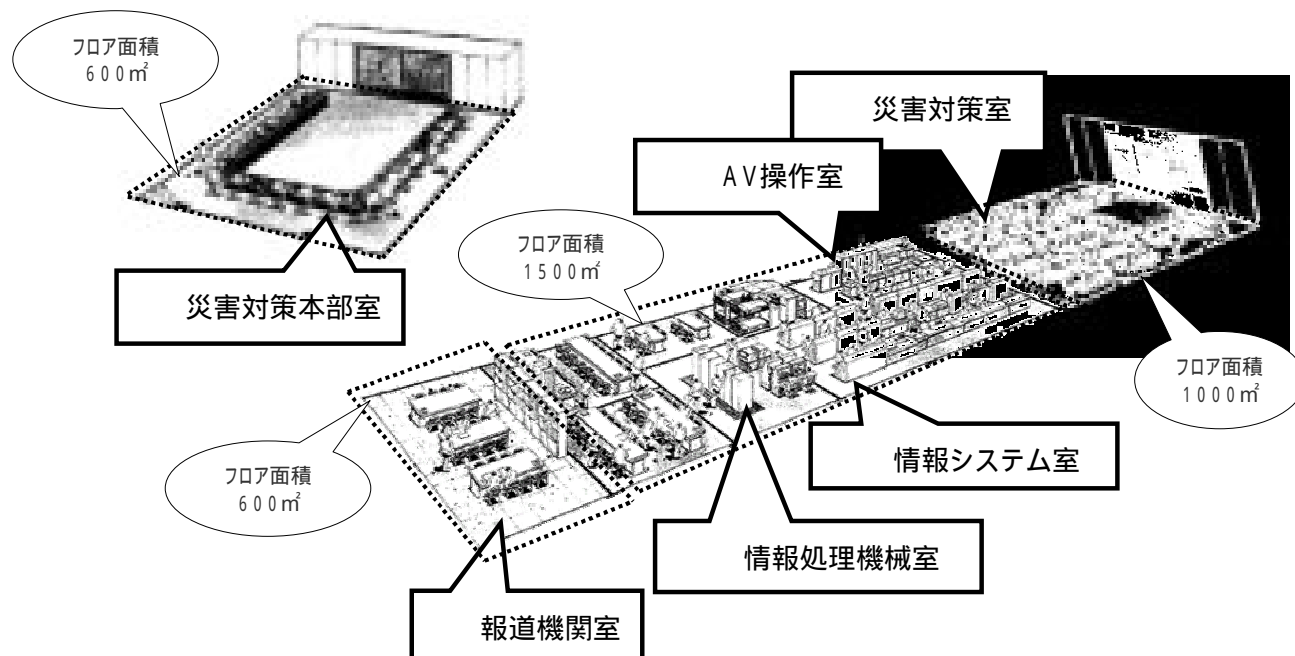
広域防災拠点の果たすべき機能から望まれる施設等の要件について、「広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会報告書(平成15年3月)総務省消防庁」での指標を参考に構成し、検討拠点の適合性および付加すべき機能の検証を行った。

指標	評価	検証内容
全国各地から集結する広域支援部隊等のためのスペースが確保でき、合同現地対策本部の設置が想定される場合もあるため、災害対策活動に従事する多数の要員(国・県等の職員、事務局員、企業等の社員等)を収容できる施設	○	御殿場市(財)機械システム跡地249,190.55㎡及び御殿場財産区所有地の利活用が可能
広域避難地としての標準規模を有し(S = 10ha 以上: 改定都市防災実務ハンドブック参照)、広域的防災活動拠点足る施設に成りうる	○	
災害時には一般利用の制限を行うことができるようにしていくことも必要	○	現状でも一般利用の制限を行っており可能
国及び被災地方公共団体等の機関の要員参集に支障をきたさないこと	○	S.K.Y. 広域圏のほぼ中心に位置する
災害対応活動に必要な情報収集・伝達のための情報・通信設備が整備されていること	○	現状でもN.T.T.の携帯電話/B.L.U.E.サービス提供エリアに属しており、高台のため無線通信も有効
広域交通ネットワークとの連携が図られ、陸・海・空などの交通機関からのアクセスが容易なこと		海からのアクセスについては間接的に防災広域公園から可能
液状化等の地盤被害の危険性及び津波被害の危険性がないこと。万一ある場合は対策を施すこと	○	造成済丘陵地であり、液状化等の地盤被害及び津波被害の危険性は低い
災害に耐えられる施設であること	○	敷地は既造成地であり、既設建築物は耐震性を備えている
自然災害・人為的行為を含めたあらゆるハザードに対する安全管理能力・防護能力を有すること	○	自衛隊富士東演習場に近接しており連携による効果が見込める
交通・輸送の代替機能が確保されていること		陸路・空路の設置・拡張が可能
災害時における施設運営に必要なエネルギー供給、水供給等の自立機能・代替機能が確保されていること		既造成地のためライフラインは既に確保されている(拡張は必要)
活動空間・情報・備蓄・ヘリポート等の防災機能		既造成地ではあるが、機能の新規設置や拡張は必要(静岡県における、御殿場市および小山町が属する広域の東部地域において、広域救護病院や防災拠点ヘリポート、災害時における支部指定緊急物資集積所については、御殿場市、小山町には指定されておらず、周辺都市の施設を活用することとなっている)
新たな迎賓機能のための立地性	○	日本を代表する観光地である「富士」と「箱根」の中間に位置することによる、国際的来賓を迎える拠点として有効
国営公園としての立地性	○	富士箱根伊豆国立公園の美しい自然環境に育まれた平時の国民的癒しの拠点として有効(神奈川県、静岡県、山梨県には国営公園が未整備)
幹線道路沿道に立地する大規模公園等		国道138号および東名御殿場I.C.に近接している(幹線道路からのアクセス道路の拡充は必要)
人口の多い市街地との近接性	○	箱根町と御殿場市に近接しており、周辺市町村を含め多くの定住人口と交流人口を近隣に要する。

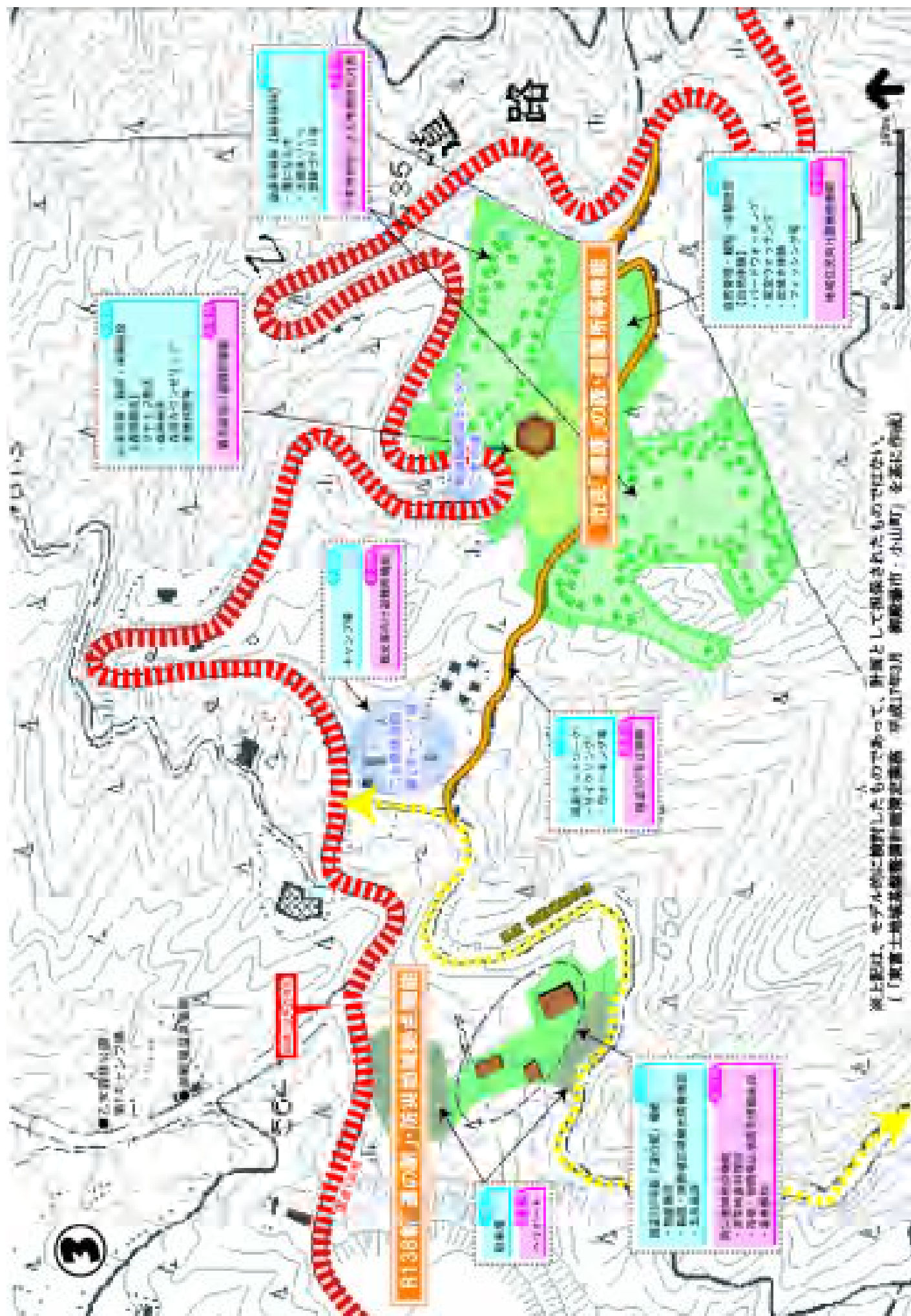
上記は、モデル的に検討したものであって、計画として担保されたものではない。

< 危機管理センターについて >

危機管理センターは、広域連携防災の基幹拠点として、情報収集、情報分析、意思決定、指揮命令、情報配信等を行うための設備を備えている。その他、センター内に防災訓練施設を有しており、平常時の認定防災員を対象とした災害対応訓練も行う。



その他、地下に電力室を備えており、停電対策として無停電電源設備、非常用発電設備も設置している。



河上照は、モダニ的に検討したものであって、計画として担保されたものではない。
（「東京土地城址登録資料調査報告 平成17年3月 新藤原市・小山町」を基に作成）